

# 一般質問発言通告書

平成 30 年 2 月 14 日  
午後 3 時 15 分受付  
(通告書 1 枚 )No. 1

下記のとおり、発言しますから通告します。

平成 30 年 2 月 14 日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 小森谷 佐弥香 印

質問事項	要 旨	答弁者
1. 学区について	<p>つくば市、とくに TX 沿線地区では子どもの数が急増しており、新しい学校の建設が待たれている状況です。来年度は学園の森義務教育学校、みどりの学園義務教育学校の 2 校が開校しますが、その通学区域の設定について伺います。</p> <p>(1) 両校の学区について審議した学区審議会の 委員構成・審議内容・結論</p> <p>(2) 今回学区外の新入生が増えた経緯</p> <p>(3) 今後の学区の決め方</p>	担当部長
2. 有害図書 の取り扱いに ついて	<p>茨城県では、青少年の健全育成のため「茨城県青少年の健全育成等に関する条例」第 16 条の規定に基づき有害図書等の指定を行い、有害図書を陳列する際の留意点を示しています。が、市内の商業施設においてその規定が浸透しているとは言い難い状況です。</p> <p>そこで以下、伺います。</p> <p>(1) 青少年相談員について</p> <p>(2) 現状をどう把握し、指導しているか</p>	担当部長

一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第 5 2 条編注 1 のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。